

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年5月29日

岐阜県監査委員	布俣 正也
岐阜県監査委員	広瀬 修
岐阜県監査委員	鈴木 祥一
岐阜県監査委員	南 圭一
岐阜県監査委員	安田 典子

## 1 令和3・4年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 (A)	措置済 (B)	今回措置を 講じたもの (C)	未措置 (A-B-C)
県独自の個人を対象とした認証 制度の活用状況について	2	0	1	1

※「今回措置を講じたもの」とは、令和5年5月2日に知事から通知があったもの。

## 2 行政監査の結果に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
県産材 流通課	<p>【検討事項】</p> <p>木造建築マイスターの認定を通じ、認定制度の目的である非住宅建築物への県産材利用を拡大する体制整備が図られている。一方で、当認定制度の事業効果について、所管課は、認定期間延長申請時の活動実績及び県産材活用事業への県の助成制度の実績報告をもって木造建築マイスターの活動状況を把握できるとしているが、実際の活動状況の把握には到っていないことから、所管課においては、活動状況の把握に努められたい。</p>	<p>① 岐阜県木造建築マイスター認定要領の改正（令和4年11月22日付県流第458号）により別記様式2「認定期間延長申請書」を次のとおり修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実績記載欄を、過去3年間の年度毎の非住宅建築物施工実績を記載することとし、活動状況が把握できるよう修正した。</li> </ul> <p>② ①のほか、毎年認定者全員向けにマイスター活動にかかるアンケート調査を実施し、活動にかかる課題などを把握し、事業の改善を図っていく。</p>